

南区民文化センター誘導等消灯手続きのご案内

《誘導等の消灯及び点灯方法》

- (1) 誘導灯のうち消灯できるのは避難口誘導灯（以下誘導灯）のみです。（足元灯は消灯できません）
- (2) 誘導灯の消灯は客席の照明と連動しています。
- (3) 誘導灯の消灯は一括になります。
- (4) 誘導灯の消灯スイッチは、調光室と管理事務室にあり、職員が操作します。
- (5) 非常時には火災報知設備の作動と連動して、自動的に誘導灯が点灯します。
- (6) このほか、危険防止のために点灯が必要と認められた場合には、職員が手動で点灯します。
- (7) また、入場者の客層（高齢者や子供）や公演内容によって誘導灯の消灯が危険と認められた場合は消灯できません。

《消灯の条件》

- (1) 誘導灯の点灯が演出上特に障害となる時間帯に限定してください。
- (2) 各扉に懐中電灯を所持した案内要員を人員配置計画書により配置してください。
- (3) 公演開始前に場内放送等により、開演中誘導灯が消灯することを観客に周知してください。

〔例〕

「本日の公演は、演出の都合により、開演中に誘導灯を一時消灯します。なお、非常の際には誘導灯が点灯しますが、予め非難口をご確認いただきますようお願いいたします。」

《消灯の手続き》

- (1) 承認行為を行う日の7日前までに、所定の「誘導灯消灯願い」を提出してください。
- (2) 添付書類として「消灯タイムスケジュール」「避難誘導員配置図」「主催者側自衛消防組織」「開演前アナウンス原稿（上記(3)の内容を含んだもの）」が必要です。